

# 「2009年版各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」調査結果

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局 日本機械輸出組合

約150の我が国の貿易関連団体で構成する「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」（代表 給田英哉）は、2009年10月、世界87の国と5つの地域統合をカバーする『2009年版各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望』を作成・公表した。これは日本企業が世界各国及び地域統合においてビジネス上直面している貿易及び投資の問題点とその改善要望事項を調査するべく、貿易・投資円滑化ビジネス協議会がその参加団体のメンバー企業にアンケート調査（2009年1月実施）を取り纏めたもので、1997年以降毎年実施している。本調査資料は、各国別に、過去の調査で未改善の問題点と新規に指摘された問題点について、関係当局や企業の対応状況、問題の改善状況を付して一覧表形式で作成されている。一覧表に掲載した問題点は毎年レビューし、新たな問題点は追加して記載するが、十分に改善された問題点はリストから削除している。

（本調査結果は、貿易・投資円滑化ビジネス協議会のウェブサイトで閲覧・ダウンロードできます。<http://www.jmcti.org/mondai/top.html>）

## 目次

1. 背景—貿易・投資の自由化・円滑化が進行 .....	2
2. 国・地域別特徴 .....	3
3. 問題分野別特徴 .....	5
(1) 分野別特徴の推移 .....	5
(2) 先進国と途上国の特徴 .....	5
4. 主要国・地域の貿易・投資上の問題点の特徴 .....	7
(1) 中国 .....	7
(2) ブラジル .....	9
(3) インド .....	10
(4) ロシア .....	12
(5) 米国 .....	13
(6) EU .....	14
(7) ASEAN 及び ASEAN 主要国 .....	16
5. 本調査結果の利用 .....	23
別添1 主要国の貿易・投資上の問題点概略 .....	24

## 1. 背景—貿易・投資の自由化・円滑化が進行

21世紀初頭の世界は、経済的には世界同時不況に見舞われた不安定な時期、政治的には多極化の端緒となった時期と特徴付けられようが、グローバル経済化の進行に伴って貿易・投資の自由化・円滑化が進んだ時期でもある。

2001年、2002年に深刻な景気後退に陥った世界経済は、その後関税・通信・物流コストの低減、米国の金融膨張・高消費、BRICs等新興経済国の高度成長に牽引されて2008年秋のリーマン・ショックまで貿易と直接投資が拡大した。

この間、ウルグアイラウンドによって強化されたWTOの自由・無差別原則が中国やベトナム、サウジアラビアなどのWTO新規加盟国が加わって途上国にも広く強制力をもって貫徹し、経済自由化・市場経済化、グローバル経済の拡大深化をもたらした。一方、WTOのDDR交渉が難航する状況下、FTAネットワークの構築の動きが世界で急速に拡大し、アジアにまで波及して、貿易・投資の自由化・円滑化が二国間・地域レベルで促進された。アジアなど途上国では、経済発展を図るため自由貿易区や経済特区を設けて外資に区域内での自由な活動や関税・租税などで各種優遇措置を提供して激しい外資導入競争を展開してきた。中南米やアジアの経済危機を経験した途上国では、一時的には危機対応措置として外貨・金融規制等が強化されたが、外資優遇策が維持・強化され、韓国やインドネシアに見られるようにIMF管理の下で貿易・投資の自由化・円滑化が進むという状況が生じた。EUは、2004年5月に新たに中東欧等10カ国が加盟を果たしたが、その加盟前からEU規律の基づき貿易・投資の自由化・円滑化の法制度整備と執行強化が進められてきた。さらには、二国間の政府協議やAPECやOECDなどの多数国間のフレームワークでの貿易・投資の自由化・円滑化が進められてきたことは忘れてはならない。

このように世界的に貿易・投資の自由化・円滑化が進むなかで、企業による国際的生産流通ネットワークが拡大し、ブロードバンド・インターネットの活用などにより、世界でモノやカネや情報が迅速に移動するグローバル経済化が進行した。一方で、9.11同時多発テロ以降、米国の要請によるサプライチェーン・セキュリティ対策などテロ防止のための協力とシステム作りが、WCOを含んで国際的に実施に移されて、貿易の円滑化との両立が模索されている。

しかし、世界同時不況に見舞われた2008年末以降は、世界各国は新興経済国を含むG20が歩調を合わせて緊急経済救済措置と内需振興政策を打ち出し危機からの回復に努めているが、米国や新興経済国の一部に保護貿易主義的な措置が導入されるケースが散見される。これに対し、WTOなどにより各国の保護主義措置の自制要請と監視がなされている。

## 2. 国・地域別特徴

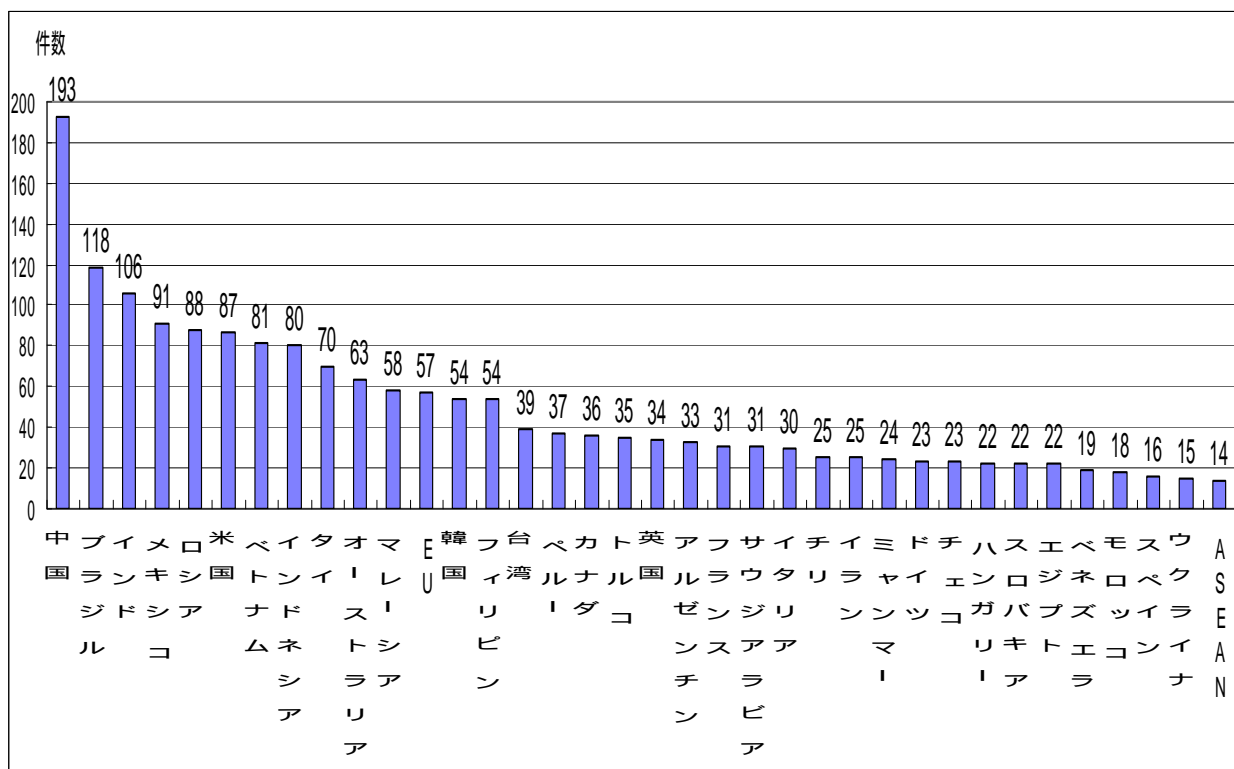
日本企業が世界各国・地域で直面している問題項目の数を単純に合計すると、2009年は総計2,109に上り前年度比9%近く増加した。ここ5～6年は問題項目総数の大幅な増加が止まり、年数パーセントの増加で推移していたのに対して、2009年は高い伸びを示した。

国別にみて問題点指摘数の構成割合は、①中国が最も多く193で全体の9%弱を占める。次いで②ブラジル118、③インド106、④メキシコ91、⑤ロシア88と続き、BRICsが最上位を占めている。さらに⑤米国87、⑥ベトナム81、⑦インドネシア80、⑧タイ70、⑨オーストラリア63、⑩マレーシア58とASEANとNAFTAの主要国が上位を占めている。前年度に較べて、中国、ブラジル、ペルー、メキシコ、インドネシアの問題数が大きく増加し、一方、パキスタン、バングラデッシュ、フィリピン、カナダの減少が比較的大きかった。

地域別では、アジアが全体の40%を占め、欧州（西・中・東欧）が19%、米州（北・中南米）が18%、中東・アフリカ7%となっている。アジアでは中国とインドネシア増加が大きく、米州ではブラジル、メキシコ、ペルー、中東・アフリカではサウジアラビアの増加が大きい。

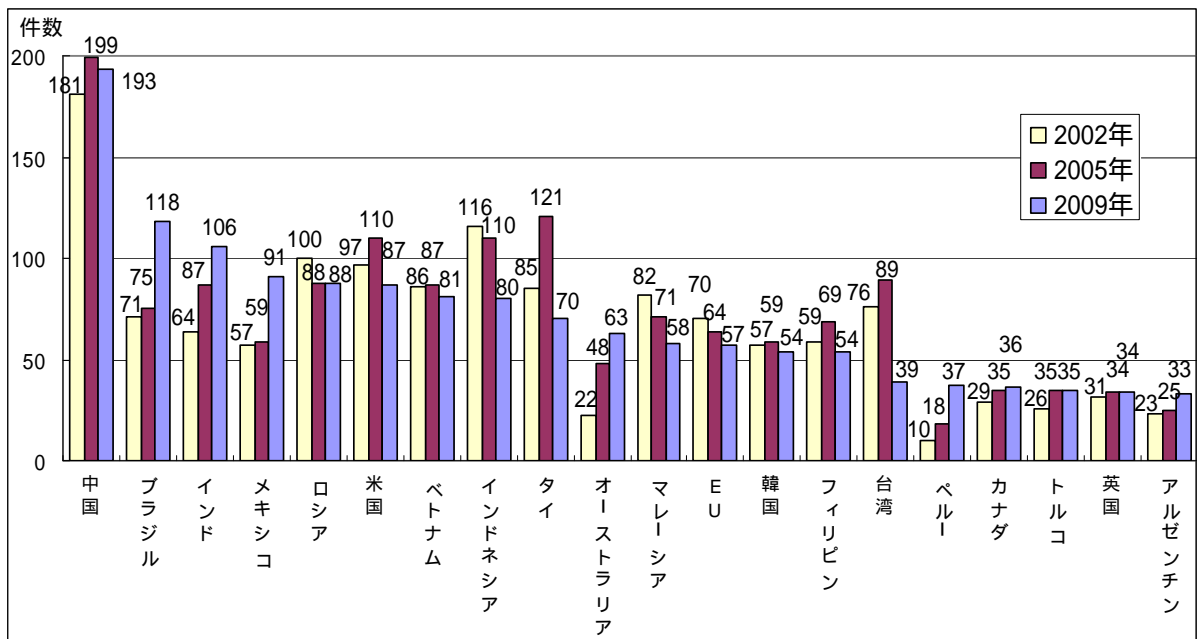
先進国と途上国の問題項目数の割合は、先進国（OECD加盟国）が35%であるのに対し、途上国が65%を占めている。

図1 2009年各国・地域の貿易投資上の問題点と要望：問題件数国別順位



出所：「2009年各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」 貿易・投資円滑化ビジネス協議会（事務局 日本機械輸出組合）

図2 各国・地域の貿易・投資上の問題点：問題件数上位20位比較（2003年、2005年、2009年）



出所：2003年版、2005年年版、2009年版「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」

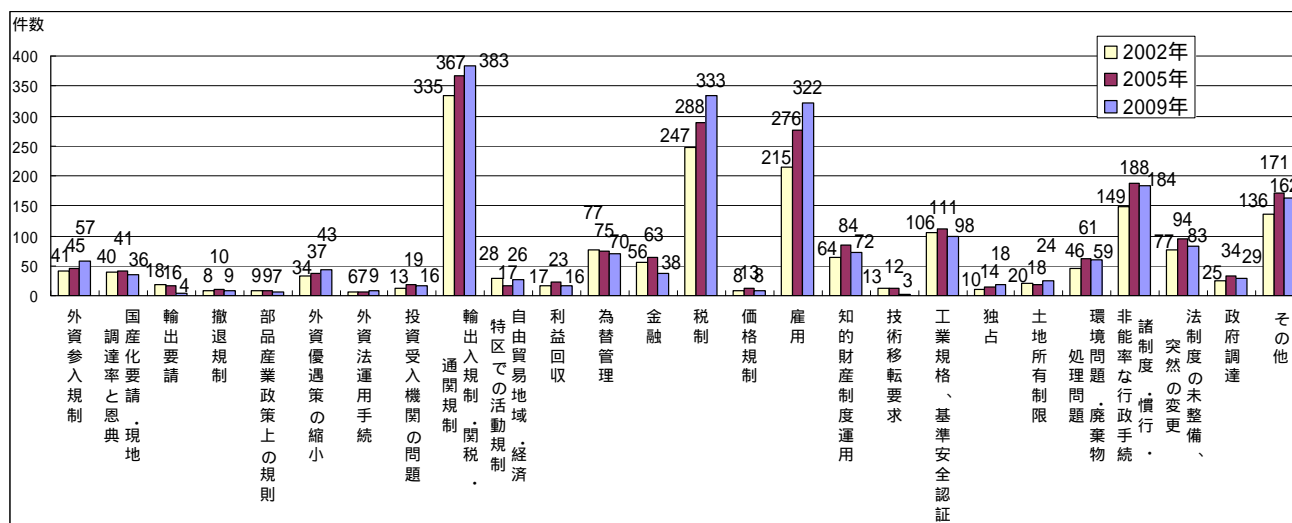
### 3. 問題分野別特徴

#### (1) 分野別特徴の推移

問題の分野構成でみると、①輸出入規制・関税・通関規制・通関規制が18%、②税制16%、③雇用15%が三大項目となっている。次いで④諸制度・慣行・非効率な行政手続9%、⑤工業規格・基準安全認証5%、⑥法制度の未整備・突然の変更4%、⑦知的財産権制度・運用3%、⑧為替管理3%、⑨環境問題・廃棄物処理問題3%、⑩外資参入規制3%の順に多く問題が指摘されている。

2002年、2005年、2009年の3ヵ年を比較すると、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、外資参入規制、外資優遇策の縮小が継続して増加しているが、とくに雇用、税制の増加が大きい。国産化要請・現地調達率、投資受入機関の問題、為替管理、金融、知的財産制度運用、工業規格・基準安全認証、法制度の未整備・突然の変更については、2009年では2005年に比べて減少している。

図3 各国・地域の貿易・投資上の問題点：区分別問題点件数比較（2003年、2005年、2009年）



出所：2003年版、2005年年版、2009年版「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」

#### (2) 先進国と途上国の特徴

先進国（OECD加盟国・地域）と途上国（非OECD加盟国・地域）を問題分野の構成比率で比較すると（図表4）、輸出入規制・関税・通関規制、諸制度・慣行・非効率な行政手続、知的財産権制度運用では先進国と途上国の比率がほぼ同等であるが、雇用、税制、環境問題・廃棄物処理、工業規格・基準安全認証では先進国が途上国を比較的大きく上回る。その他の分野、法制度の未整備・突然の変更や外資参入規制、国産化・現地調達率要請、自由貿易地域・経済特

区活動規制、利益回収、為替管理、金融などでは、途上国の比率が先進国を上回っている。

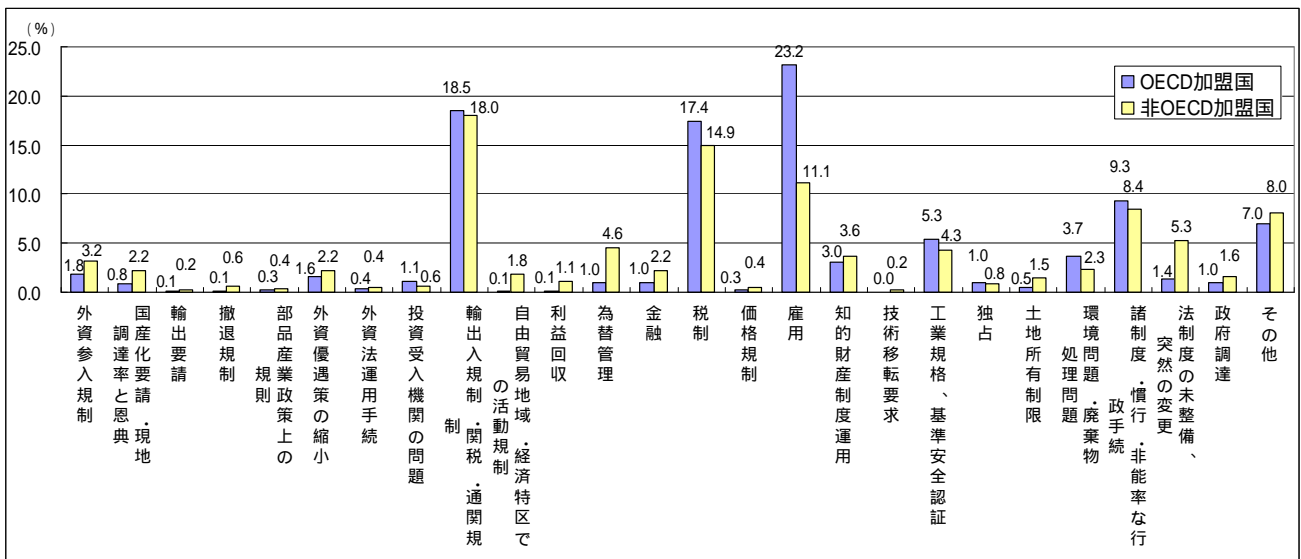
先進国においては、直接的な障壁や制度的不備といった問題指摘は少なく、アンチダンピング規則や原産地規則、関税分類、基準認証等の技術的規則・基準を通商政策や国内又は地域内の産業保護のツールとして恣意的に利用している点が問題点として多く指摘される。米国については、テロ対策による人やコンテナ貨物の入国規制が多く指摘されている。EU では、過度に厳しい環境規制、安全基準等が新たに導入されている。

途上国で特徴的なのは、先進国とくらべて相対的に外資参入規制や国産化政策、輸出要請、差別的高関税といった直接的な国内産業保護的措置の採用と、為替管理、海外送金規制、金融規制などの為替・金融管理が厳しい点、また知的財産権保護の不足、非効率な行政手続や法制度の恣意的な運用、諸制度の未整備・突然の変更といった制度的不足・不備・不透明の問題指摘が多い。外資参入規制も多く残っており、とくに国内流通販売や建設を含む多くのサービス分野では強固な参入障壁が各国で維持されている。

しかし、BRICs などの新興経済国でもアンチダンピング規則などを自国産業を保護する通商政策のツールとして利用するようになってきており、インドを始めとしてアンチダンピング税を多用するようになってきている。中国では独自の基準認証・安全規格を国内産業の保護育成に利用している。

なお、全地域的に FTA、地域統合に関連する問題指摘が増えており、原産地規則など FTA の使い勝手の問題も多く指摘されている。また、入国・就労ビザの取得・更新の煩雑・遅延の問題も全地域共通して指摘されており、グローバル展開をする企業活動の制約要因となっている。

図4 OECD加盟国と非加盟国との分野別問題割合の比較



出所：図1に同じ

## 4. 主要国・地域の貿易・投資上の問題点の特徴

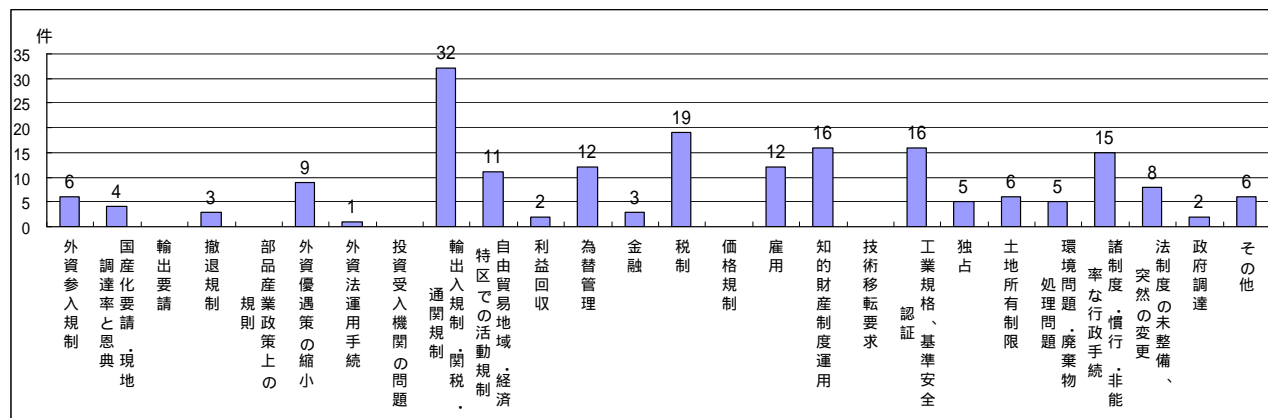
### (1) 中国

中国は、日本企業の最大の進出拠点となっており、貿易額も米国に並ぶ水準に増加してきている。社会主義経済体制とWTO法あるいは市場経済体制とのギャップの大きさと日本企業との貿易関係と投資上のプレゼンスの大きさが相俟って、98年の調査開始以来、常に中国が貿易・投資上の問題点の指摘件数が最大の国となっている。

中国は、「改革開放路線」を20年余り実施して、2001年末に10年間の加盟約束遵守のレビュー付き（TRM）でWTO加盟を果たし、2002年より毎年関税引き下げを始めとして貿易・投資の自由化・円滑化とそのために広範囲にわたって法制度を整備して透明性の確保を急ピッチで進めている。かかる中国のWTO加盟義務の履行に関しては、日、米、EUが二国間ベース（米中間のJCCTやSED、日中ハイレベル、EU中ハイレベル経済貿易対話）で問題指摘を行っている。とくに米国は積極的に国内の貿易救済法の適用やWTOのDSで問題解決する方策をとっている。

我が国企業が中国で直面している貿易・投資上の問題点は、輸出入規制・関税・通関規制16%、税制10%、知的財産制度運用8%、工業規格・基準安全認証8%、諸制度・慣行・非効率な行政手続8%の順で問題項目数が多い。

図5 中国の貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2009年）



出所：図1に同じ

#### ①通関規則の運用・関税分類の恣意性、高輸入関税、輸出税賦課、加工貿易政策の不安定など多様で多数の輸出入・通関・関税障壁の存在

中国の問題点の特徴は、他の国と較べて「輸出入規制・関税・通関規制」の問題が非常に多い。関税はWTO加盟前から引下げられてきているものの、依然として関税障壁が高く、エレクトロニクス製品や機械設備、繊維製品などに高い輸入関税がかけられており、さらに高い輸入

増値税がかけられている。また、中国では、税関による通関に関する規則や関税分類などの運用・解釈が相異し恣意的になされている一方で、関税面での税収徴収管理を強化しており通関手続が煩雑で時間がかかっている。

中国では、近年とくに国内需要確保を理由に原料炭・コークスや希土類等の鉱物、鋼材、化学品などに対する輸出税の賦課・税率引上げや数量割当、輸出ライセンス制度が強化されてきており、保護貿易主義として批判されている。

さらに中国産業の高付加価値化や省エネ・環境保全政策を理由として、近年、来料加工などの加工貿易制度が優遇措置の廃止や加工貿易を禁止する品目を拡大してきたが、世界同時不況による打撃を受けた輸出産業対策として一転して加工貿易の優遇に転じており、加工貿易を活用する外資企業の事業運営が不安定となっている。

#### ②非能率・不統一・恣意的な許認可手続・行政手続

「諸制度・慣行・非能率な行政手続」の問題の割合が高いことも特徴である。「諸制度・慣行・非能率な行政手続」の問題は、行政機関の法規則の解釈の恣意性、周知不徹底、非能率、許認可手続の不透明の問題が多く指摘されている。これらの問題は、とくに多数の日本企業が広範囲にわたって拠点を設けている地方の行政機関の手続において日々直面する障壁である。

#### ③増値税等の租税の問題が深刻

税の問題は、輸出調整を目的として品目別に増値税の還付率が頻繁に変更され輸出製品のコスト管理が困難となっている。また、営業税や移転価格税制、役務提供契約などの課税の不透明・恣意性の問題、外資企業に対する移転価格税制の調査の厳格化等の問題がある。

#### ④規格・基準を産業政策目的等に利用

中国独自の強制規格 CCC の取得義務が機械製品などの輸入品に課されている上、日欧米の猛反対にも拘わらず IT セキュリティー製品を CCC 対象とする規則案を発表したり、商用暗号機能搭載製品の輸入・製造・販売の許認可制度とするなど、「自主创新」のスローガンの下、中国独自の技術規格の確立やセキュリティ確保を目指して煩雑でコストのかかる手続を輸入品に課している。

#### ⑤厳格な外貨支払・受取規制

国家外貨管理局による外貨支払・受取の規制が厳しく、かつ外貨から人民元への転換や外貨借入、立替払い費用の外貨送金を規制している。送金手続が煩雑で時間を要しているため、外資企業は外貨送金の自由化と手続の簡素化を強く求めている。

#### ⑥模倣品・海賊版の横行

中国は WTO 加盟した後も、模倣品・海賊版の国内市場での横行と国際的拡散の問題が非常に深刻である。専利法の改正など法制度の整備に努めているが、エンフォースメントが不足し罰則が不十分であり実効が上がっていない。



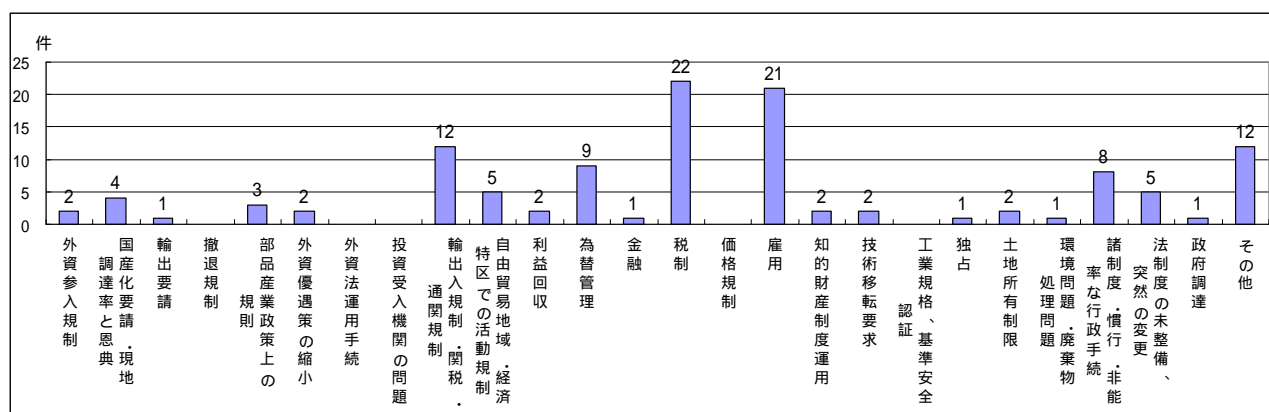
## (2) ブラジル

ブラジルは、1994年の政府金融対策「リアル・プラン」以来、インフレを収束させ、経済自由化を順次進めることにより堅調な経済成長を続けてきた。ブラジルに対する海外からの直接投資は、2007年に急増し、ここ数年海外からの直接投資により発展が促進されてきた。2009年には世界経済の低迷に伴う影響がでると見込まれているが、経済回復には楽観的な見方が強い。

ブラジルの問題数は09年の調査で大幅に増加し、インドを上回って中国に次ぐ2番目に問題指摘の多い国となった。これには南米の雄としてのブラジルの地政学的重要性とブラジルの堅調な経済成長実績からくる日本企業のブラジル市場への期待の高まりがある。

ブラジルの問題項目は、税制19%と雇用18%が二大問題として突出して多いという特徴がある。次いで輸出入規制・関税・通関規制10%が多い。

図6 ブラジルの貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2009年）



出所：図1に同じ

### ①複雑で重い税金と高い流通コスト—ブラジルコストの存在

いわゆる「ブラジルコスト」と呼ばれる、製造、販売のあらゆる面で課され、州税と連邦税が異なる複雑で重い税金、及び広大な土地で限られた物流業者が運営する流通コストがある。移転価格税制が独自で、業種特性を考慮せず一律見做し利益課税がなされる。

### ②労働者過保護労働法、人の移動の困難

ブラジルの労働法は旧く労働者過保護で給与引下げ不可、強力な産業別労働組合設定の昇給率により賃金一律アップ、就労・残業時間や休暇取得制度が硬直的、企業の社会保険負担が過大であるといった問題がある。また、商用ビザ、短期労働ビザ、長期労働ビザの取得と更新が官僚主義的で申請に多数の書類と時間と費用がかかる。さらに外資に役員 of 居住要件や投資要件が課されている。

### ③外国送金の規制、煩雑

外国送金に規制に対して改善を求める声が強い。レアルプラン導入後も外貨の流出を中央銀行が厳しく管理している。各種外貨送金（資本金利益の配当、借入金、技術移転対価、出張旅費資金支払、製品保証など）には、要件に応じて規制がかけられており、いずれの場合にも、取引内容を説明、証明する書類（課税対象取引の場合は納税証明）を提出義務が課せられており、送金可否の判断は、外為公認銀行、中央銀行が行うという制度となっている。

### ④高関税、輸入手続の煩雑・遅延

ブラジルの MFN 輸入関税が比較的高く、またブラジルが加盟しているメルコスール対外共通関税も高く設定されている。また、マナウス FTZ を含めブラジルの通関手続が煩雑な上、手続にかなりの日数がかかるという問題がある。国境線が長く税金が高いため不正輸入が横行している。

### ⑤インフラの未整備

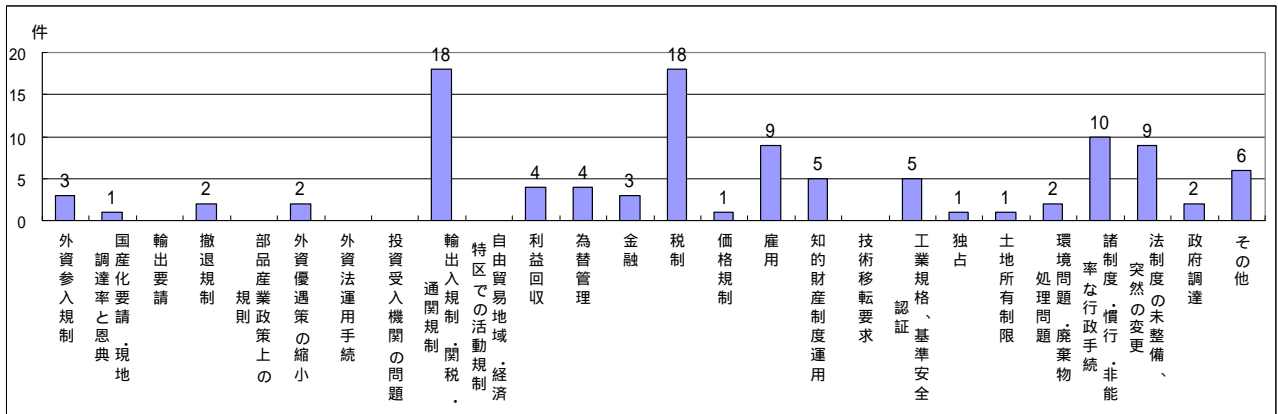
とくに交通・物流関係のインフラが未整備で、輸送・保管上の治安の問題があり、企業に高い物流コスト負担となっている。

## (3) インド

インドは近年高い GDP 成長率を保ち、経済発展が著しく投資先として注目を浴び、外資系企業の対インドへの進出が加速している。また、11 億人の人口を抱えている一方、中間所得層の台頭により、生産拠点のみならず、消費市場としての魅力も高まりつつある。日本企業にも新たにインド進出に対する関心が高まっているが、90 年代の早い段階にインド市場に進出している企業は外資規制や複雑な税制などさまざまな障壁に直面してきた。

インドでは、税制 17%と輸出入規制・関税・通関規制 17%の問題が二大障壁項目として指摘されているが、とくに税制の比重が他の国と比較して高い。

図7 インドの貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2009年）



出所：図1に同じ

### ①不透明かつ煩雑な税制度

インドの税制は、連邦政府が所得税、関税、中央物品税、中央売上税、サービス税を徴税する権限を持ち、州政府が州売上税、印紙税、州物品税、土地収入税、そして職業税に対する徴税権を有する。州政府間の税制が一樣でないため不透明かつ煩雑な税制度が外国企業にとっての投資参入障壁となっているケースが多い。そのため、インドへの参入日系企業からの要望として、税制度の透明性確保と手続きの簡略化を求めている。とくに法人税率は、内国法人と外国法人の内外格差の問題、従来の複雑な州間取引に対する課税 CST や州毎に異なった入域税 (Entry Tax) と物品入域税 (Octroi) などの問題がある。

### ②追加関税を含む高関税による国内産業保護

1962年に定められたインド関税法(順次改定)によれば、関税率はHSコードによって決定されるが、高関税が付される農作物などを除き、一般的に関税率は10%である。また、追加関税(相殺関税)は、国内において物品に課せられている物品税と同等の関税(levy)を輸入品に対して課すことによって、国内の商品・製品を保護する目的で定められているが、一般的には16%となっている。さらに2006年からは全品目に対して別途の追加関税が課せられることになり、3%の教育目的税も課せられ、複雑で難解な関税算出方法がとられている。物品税を支払う際には一部の追加関税は控除の対象となるが、これは国内の輸入業者の競争力維持のために行われる。この手続きが非常に煩雑でもある。これに対して、インドとタイやシンガポールなどASEANとの関税削減やFTAの早期締結と内容改善を求める声が強い。

### ③外資参入規制は緩和するも出資比率上限規制残存、既存企業の新規事業参入制限、撤退規制残存

インド政府は、市場開放政策に転じており、基本的には全ての業種において外資による100%出資が認可されているが、一部の業種では外資出資比率の上限が定められており、26%まで:保険業、ラジオ・ニュース放映チャンネルなどの放送業、一部出版業、49%まで:国内航空業、DTHなどの放送業、通信業(固定電話・携帯電話サービス)である。51%まで:小売業(単一ブランドのみ)、74%まで:インターネットサービス分野の通信業、既存の空港開発、銀行、原子力鉱物。また、2005年1月12日以前にJV・技術提携によりインド参入を行っていた日本企業は、JV・提携相手と同業種への事業拡大や出資参画する場合、JV・提携相手の同意書を必要とし、事業拡大規制であるとして規制の撤廃を求めている。またインドには、産業争議法や州政府認可、税務訴訟などにより会社清算が困難であるという問題が残っている。

### ④労働者過保護

インドでは世界で最も組織労働者の権利が護られているといわれており、裁判所・労働裁定が労働者に有利となっており、州政府認可事項も多く、従業員の解雇が事実上困難であるなど企業の競争力向上を阻む要因となっている。また、就労ビザの有効期間が短い上に、取得と更新に時間を要しており、人の移動の大きな阻害要因となっている。

## ⑤インフラ未整備

インドでは整備された工業団地不足していることが特徴である。とくに中小企業用の小規模かつインフラ整備済みの工業用地の確保が現状困難であり、各州の工業団地内やSEZの分譲状況や分譲条件が明示され問い合わせに対応する体制が不足していると問題指摘されている。また、ASEAN諸国や中国などの輸出指向工業化を早くから展開してきた国と較べると、電力供給、道路整備、通信システム、港湾施設、上下水道などのインフラ整備が広範にわたって不十分である。その早期のドラスティックな改善が現地進出している自動車や電機などの製造企業から強く求められているが、資金・技術能力面でボトルネックがあり、産業大動脈構想（DMIC）のような外国の積極的な支援が要請されている。

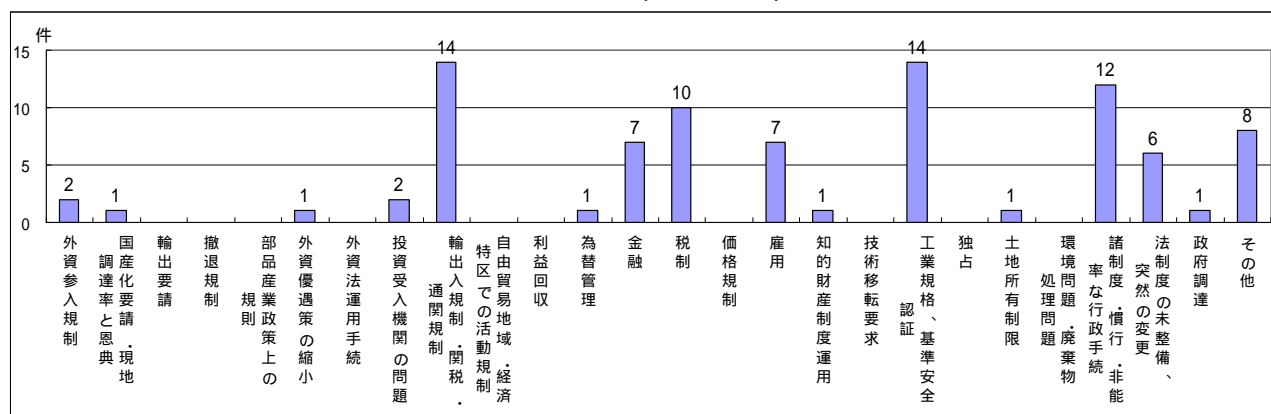
## （４）ロシア

体制移行に伴う混乱の整理と資源価格の高騰に支えられ、2000年以降のロシアは急速な経済成長を実現してきた。日本企業もこの市場の成長性および購買力の高さに着目し、多くの企業が市場に参入してきたが、2008年秋のリーマン・ショック以降、世界的な金融危機の影響を受け、ロシア経済は大きく落ち込み、経済や産業構造の今後の姿については不透明な状況。

ロシアは経済成長とともに諸外国との貿易取引も増え、WTO加盟交渉とも相俟って貿易制度を世界のルールに合わせようという取り組みもされている。現在、ロシアのWTO加盟条件は大筋は合意されているものの、その加盟時期は不透明となっている。ロシア国内の法整備の状況は充分ではないが、WTO加盟の二国間交渉で問題とされることはなくなっている。世界金融危機下で、自動車産業について関税引き上げなど保護主義的な動きも見られ、他の産業分野への保護主義拡大が懸念されている。

ロシアでは、輸出入規制・関税・通関規制 16%、工業規格・基準安全認証 16%、諸制度・慣行・非効率な行政手続 14%、税制 11%の順に問題が多く指摘されている。

図8 ロシアの貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2009年）



出所：図1に同じ

### ①保護貿易主義的な関税引き上げ、通関手続の不透明

ロシアでは自動車や時計、カメラ、カラーTVなどの輸入関税が高い上に、経済危機対策として2008年末から時限措置として鉄鋼や中古車など広範な品目で関税率引上げがなされ、また引き上げ法案が上程された。通関手続が煩雑で遅延するとともに腐敗などで不透明であるという問題が多く指摘されている。

### ②独自で複雑な強制規格の認証取得負担

ロシアには旧体制下での独自で複雑なGOST規格などの強制規格が残存し、認証取得手続が複雑で時間とコストがかかる問題が長期に渡って指摘されてきたが、改善されていない。

### ③徴税の不透明

税制については、法制度の整備が進み税率の引下げや一律化が実施されてきているが、税務調査や追徴の執行面で当局・官吏・税務警察の恣意的執行が強く行われている。また会計制度・基準が国際会計基準に合致していないため二重の手間となっている問題も改善されていない。

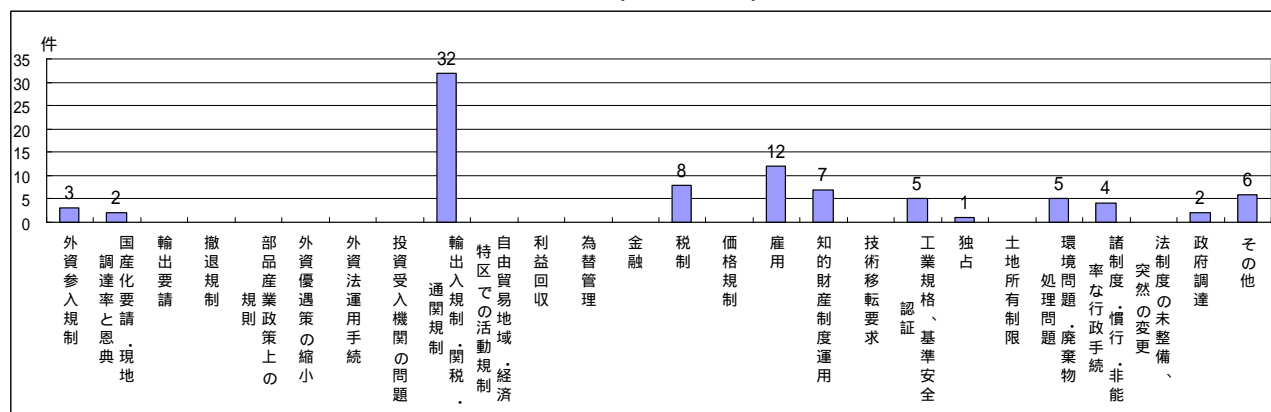
### ④労働ビザの取得・更新の煩雑、非弾力的な労働法

労働の問題で、労働許可証及び労働査証の有効期限が1年と短く、取得と更新の手続が煩雑で時間がかかるという人の移動困難の問題がある。また厳格で非弾力的な労働関連法が労務管理の制約要因となっている。

## (5) 米国

米国は長期にわたって日本にとって最大の貿易相手国で投資先国であり、また、国際ルールメーカーであるところから、米国がとる貿易・投資障壁と規則は日本の貿易・投資に大きな影響を与えてきた。日米双方の貿易・投資障壁の改善のために政府間で協議メカニズム（日米規制改革イニシアティブ等）が設けられているが、米国側の改善が進んでいない。米国に対しては、アンチダンピング規則でなされたように、EU等と協調して対抗してWTOの紛争解決手続に訴えなければ容易に障壁が解消しないという問題がある。

図9 米国の貿易・投資上の問題点：区別問題件数（2009年）



出所：図1に同じ

#### ①テロ対策輸入貨物管理

日本企業が米国ビジネスで直面する最大の問題点は、同時多発テロ以降、物流面で C-TPAT から船積 24 時間前カーゴマニフェスト提出規制（及び 10+2 ルール）、コンテナ全量検査へと規制の強化がなされ、対米輸出企業に過重な負担がかかっている。さらに人の移動についても、VISA の取得と更新の手続きが非常に厳しくかつ煩雑になってきており、ビジネス活動の継続的かつ円滑な遂行に困難が生じている。

#### ②WTO 違反のアンチダンピング規則

米国の貿易救済制度、特に WTO に不整合のゼロイングや迂回防止規則、サンセット条項を含むアンチダンピング税法の濫用の問題やターゲットド・ダンピングが競合する外国製品の輸入を阻止する有効なツールとして存在し、隠れた保護貿易として機能している。

#### ③政府調達への保護貿易主義

多数の州の政府調達や連邦政府調達で陸上輸送や公共工事プロジェクトに対し米国製の鋼材や鉄道車両などにローカルコンテンツや優先権を与えている。その上、米国を震源とする深刻な経済危機からの脱却を図るという名目で、オバマ大統領は、連邦政府調達「バイアメリカ条項」を含む 2009 年米国復興・再投資法に署名したことから、WTO 非加盟国での現地生産品の米国政府調達からの排除や中国やロシアなど WTO 非加盟の他の主要国による報復的な対応が懸念される。

#### ④特異な特許制度

米国に特異な特許制度である先発明主義やインターフェアランス、ヒルマードクトリン、特許再審査請求制度は、各国の批判を受けて改善をはかるべく 2007 年以降特許法改革案が議会上程されてきたが、議会の審議が難航しており、改善が見られない。一方で、パテント・トロールに規制がかからず特許侵害訴訟の問題が深刻化してきている。

#### ⑤州によりルール・規制の不統一

リサイクル法などの環境規制は規制内容を統一することなく導入する州が増加し、企業に過度の負担を強いている。税制でも、オハイオ州の特異な商活動税法（CAT）や州間取引への NC 州税の一方的導入の問題、州により駐在員・帯同家族への運転免許証やソーシャルセキュリティナンバーの発給制限の問題、州政府により政府調達要件が異なるなどの問題がある。

### (6) EU

EU で指摘された問題項目数は 57 と、ASEAN14、メルコスール 9、NAFTA4、GCC3 など他の地域統合と比較して断然数が多い。それは、EU の権限の対象範囲がはるかに多く多様であるからに他ならない。

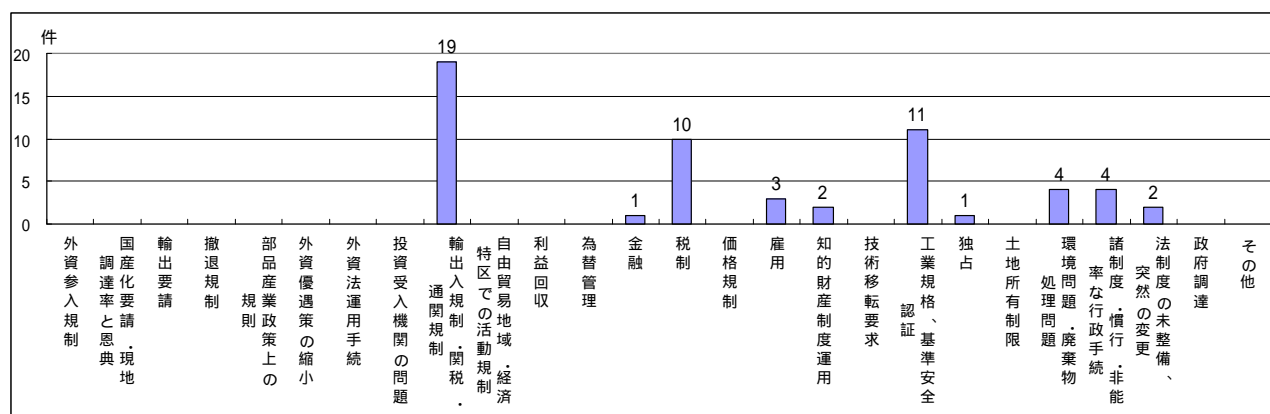
EU は、「関税同盟」から進んで、労働や資本が加盟国間の国境を自由に越える「共同市場」

の段階を越え、共通マクロ経済政策など様々な経済制度を統一する経済同盟の段階、高い発展段階にある経済統合。共通対外関税、非関税障壁撤廃、貿易円滑化、サービス貿易自由化、規格・標準の統一と相互承認、人の移動、政府調達、競争政策、税制、知的財産権保護、共通通貨など EU の権限は広範に渡っている。但し、労働者の国境間移動は完全に自由にはなっておらず、税制なども統一されていないのが実態である。また、2004年5月、EU はチェコ、ハンガリーやポーランドなど 10 カ国を新たに加えて拡大し、それに伴って新規加盟国では貿易・投資の自由化・円滑化の法制度整備と執行強化が加盟前から進められている。

EU で問題指摘の項目数として最も多いのは、①関税・輸出入規制・通関規制 33%で、次いで②工業規格・基準安全認証 19%、③税制 18%、④諸制度・慣行・非効率な行政手続き 7%、⑤環境問題・廃棄物処理問題雇用・人の移動 7%、⑥雇用 5%の順になっている。

なお、EU の加盟各国に対しても多数の問題が指摘されている。問題数の多い順から、英国合計 34 件、フランス 31 件、イタリア 30 件、ドイツ 23 件、チェコ 23 件、ハンガリー 22 件、スロバキア 22 件、スペイン 16 件、オランダ 14 件、ルーマニア 14 件となっている。

図 10 EU の貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2009年）



出所：図 1 に同じ

### ①高い輸入関税の賦課

①関税・輸出入規制・通関規制の問題では、自動車やコンシューマエレクトロニクス、織物などセンシティブな品目に高い関税障壁が残存していること。ITA 品、新製品、融合製品で関税分類などを濫用した恣意的課税がなされていることの指摘が多い。EU との FTA が日本の輸出産業界から強く求められているが、EU 側は消極姿勢をとっている。

### ②通商政策の隠れた保護主義

厳格な原産地規則、アンチダンピング規則があつて、外国製品を排除する通商政策のツールとして用いている。これは隠れた保護主義と呼ばれるもので、これまで伝統的に米欧先進国でよく使われてきた。

### ③環境規制の厳格化と不統一

CE マークなどの基準認証、REACH・RoHS などの環境問題にも、日本企業として後追い対応に追いまかれ、大変煩雑な負担を強いられてきた。(EU は基準と環境規制でトップランナーであり、①新たな規制・基準を諸外国と調整もなく次々と新指令・基準を打ち出して実施に移してきた。しかも、エンフォースメントとなるとバラバラで統一が取れていない。)

### ④税制、人の移動で統一ルールの不備

税制に関しては、移転価格税制や VAT について加盟国に税制を選択する自由が与えられており、制度・手続き・解釈で EU で統一されていないため、クロスボーダーで活動している企業にとって二重課税、複雑な税務手続きに伴う過大なコスト、税金還付の遅延などの深刻な問題が生じている。

人の移動の問題は、長期滞在許可・労働許可の手續の不統一や制限の問題が多く指摘されている。これは移民に関する政策は加盟国と権限が共有されていることからくる問題でもある。

### ⑤ルール実施手續の加盟国間での不統一と透明性不足

税制、環境法規、消費者保護法、個人情報保護指令などに共通して言えることだが、ルール・制度・基準は世界に先駆けて数多く作成されるが、実施に当たっての考え方や解釈、実行度合いや具体的なエンフォースメントの手續が各国で異なり、外国企業としては具体的にどのような対応を行ってよいか不明瞭である。企業は EU ワイドでの統一と透明性を非常に強く求めている。また、米国発のテロ対策としてのコンテナ貨物情報 24 時間事前通知・AEO が EU で導入されており、新たに問題が生じている。

## (7) ASEAN及びASEAN主要国

ASEAN は 1997 年～98 年に直面したアジア通貨危機からタイやインドネシアは IMF 管理下で財政再建や規制緩和を図り、マレーシアなどは厳格な為替管理を実施した。米国は、2001 年、2002 年の IT バブル崩壊の落ち込みから力強い回復を続け、中国は日本や韓国の経験を上回る高度経済成長を継続する中で、ASEAN は経済危機からタイなどが V 字回復して以降再び高成長軌道に回帰した。マレーシアは徐々に為替管理を緩和した。

東アジアにおいても、とくに ASEAN と中国の FTA (AJFTA) の枠組協定締結に触発されて、韓国、日本は ASEAN と FTA を締結し、また日本はマレーシアやインドネシア、タイなどとの間で EPA を締結した。さらに SEAN はインドとの FTA 及び豪州・NZ との FTA に合意した。ASEAN がハブとなる形でアジア各国と双務的な貿易・投資の自由化のネットワークが構築されてきている。

WTO の規律が ASEAN の貿易・投資の自由化・円滑化を大きく前進させた。2004 年にカンボジアが WTO に加盟し、IMF 等の支援の下、関税制度、通関手續の改善、腐敗改善が進行している。2007 年 1 月に WTO に加盟したベトナムは、加盟に先立って国内法の整備を進め、関税法の改正、



共通投資法、統一企業、法人所得税法の施行規則を出し、サービス分野の市場開放に着手した。

直接投資（FDI）誘致の競合も ASEAN の外資優遇措置の拡充と関税・非関税障壁の自由化を促してきた。FDI のハイアブソーバーとしての中国の台頭は、ASEAN の経済統合の強化・高度化のニーズを強め、アジア経済危機はその一層の加速化を実感させたと思われる。

ASEAN 共同体の創設という目標に向けて、ASEAN 経済共同体のベースとなる自由貿易地域 AFTA は、何度かの関税削減目標の加速化決定、優先統合分野の関税撤廃などによって物品の貿易の自由化はほぼ達成されてきている。

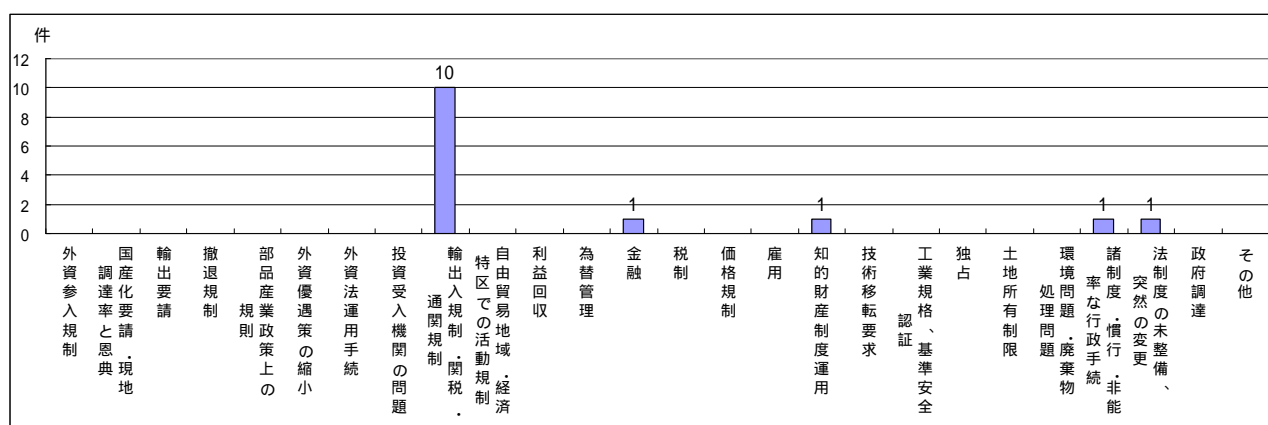
全世界で企業が直面する貿易・投資上の問題点合計の約 4 割がアジア、約 2 割を ASEAN（ASEAN10 カ国+ASEAN）が占める。ASEAN では、ASEAN14 件で、加盟国はベトナムが 81 件、インドネシア 80 件、タイ 70 件、マレーシア 58 件、フィリピン 54 件、ミャンマー24 件が多く、カンボジア 10 件、シンガポール 10 件、ラオス 4 件、ブルネイ 0 件。

### 1) ASEAN

ASEAN は、自由貿易地域としての AFTA による物品貿易の自由化を ASEAN 6 についてはほぼ完成し、投資とサービス貿易の自由化、原産地規則など貿易の円滑化を徐々に進めている。外資企業は AFTA 及び AFTA プラスの AICO 産業協力のスキームを主として利用しているところから、輸出入規制・関税・通関規制に問題点の指摘が約 7 割と集中している。

なお、日本は ASEAN との間に 2008 年 12 月に EPA（AJCEP）を発効している。

図 1 1 ASEAN の貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2009 年）



出所：図 1 に同じ

#### ①原産地規則と原産地証明書に問題が集中

関税については、CEPT 最終関税率の実現目標の加速化などにより、AFTA による物品の貿易自由化はほぼ目標を達成しているため、2002 年に比して CEPT 完全実施や関税引下げの遅延の問題指摘は無くなったが、原産地規則の問題は最も多く指摘されている。CEPT 原産地規則の見直

しがコスト項目の定義の明確化や関税番号変更基準の導入、部分的累積ルールの緩和や Back to Back 原産地証明の調和など改善が図られたが、CEPT 原産地証明の解釈の不統一や ASEAN コンテナ計算の不統一、利用に際しての累積や直送基準の問題、原産地証明書の各国税関での取り扱いの不統一や訂正の困難など原産地規則。証明制度の問題が多数指摘されている。

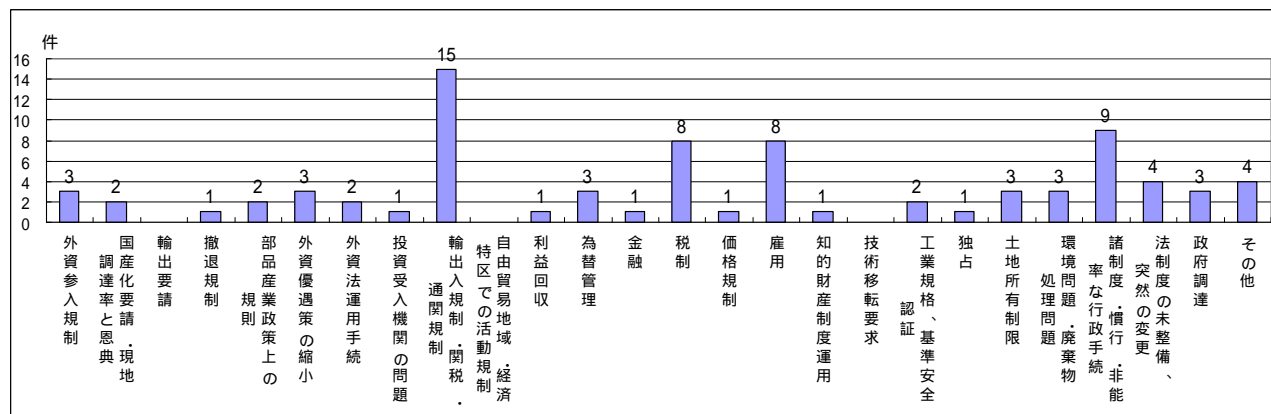
## ②加盟各国での規則・指令の実施の相異・遅延

ASEAN 加盟各国で、AICO 認可手続書類や認可速度、ASEAN 調和関税品目分類票の適用、CEPT 実施国内法制定、ASEAN 化粧品管理指令の実施などで相異なり、一部で遅延が生じており、ASEAN ワイドの企業活動に支障が出ている。

### 2) ベトナム

ベトナムは、2007 年 1 月に WTO 加盟したが、加盟に先立って関税法の改正、共通投資法、統一企業法、法人所得税法の施行規則など各種国内法の整備を進め、積極的な外資参入政策、サービス分野の市場開放に着手し、多くの外資企業を誘致している。日本企業のベトナム進出はラッシュ状態にあるにも拘らず、かかる WTO 加盟に伴う自由化・円滑化・透明性向上や「日越共同イニシアティブ」などを通じて日本企業の意見を容れて投資環境・通関手続の改善を図っており、2005 年と較べると 2009 年に問題点が減っている。また、問題がある項目でも部分的に多くの改善が見られる。

図 12 ベトナムの貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2009年）



出所：図 1 に同じ

### ①高輸入関税と通関手続の煩雑・不透明・突然の変更が問題

輸出入規制・関税・通関規制の問題が 19%と最も多く指摘されているが、殆どが通関手続の煩雑・不透明と関税政策の突然の変更の問題。関税については、MFN 関税が高い品目が多く存在する。本体が無税で部品が高関税のものもあり。

### ②人材確保難、人件費の上昇、違法ストライキなど雇用問題

ベトナムで問題数が大きく増加したのは雇用問題。外国人雇用の制限、最低賃金の引上げ、人材流動化の加速、人材確保の困難、とくにマネージャークラスの給与の高騰の悪循環が生じている。労働者寄りの雇用条件を余儀なくされ、違法ストライキの多発という問題にも直面している。

### ③行政手続の非効率

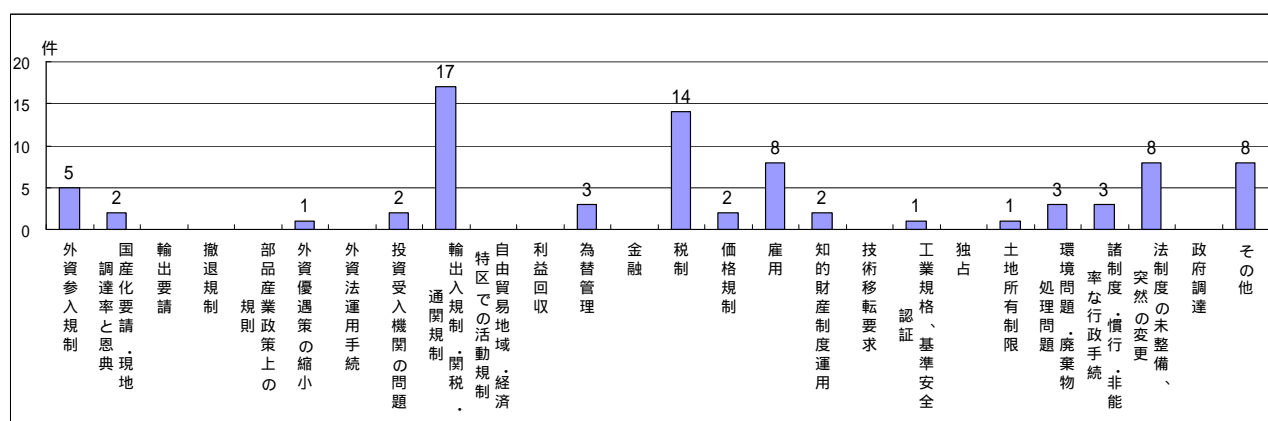
諸制度・慣行・非効率な行政手続の問題分野も増えており、行政機関窓口の対応の非効率の問題が多い。

## 3) インドネシア

インドネシアは、1997、1998年アジア通貨危機で緊急融資を受け IMF 管理下で財政再建のための経済構造改革、独禁法施行等法制度改正、地方への経済規制権限の移譲などの制度改革を行った。同時に外資ネガティブリスト、業種出資比率規制の緩和・自由化による外資誘致活動を積極化した。また、2002年から JJC と当局との通関手続改善等の政策対話を継続した。2008年7月に日尼 EPA が発効し、税関手続の改善を規定、ビジネス環境整備委員会による JJC 要請の改善が期待される。この結果、2002年時点で ASEAN 中最も問題数の多い国であったが、ドラスティックに減少しており、とくに税制、通関・関税、雇用、諸制度・行政手続で減少が顕著である。

2009年の問題指摘は輸出入規制・関税・通関規制が21%、税制18%と最大の問題となっている。

図13 インドネシアの貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2009年）



出所：図1に同じ

### ①税関手続の煩雑、不透明

税関での関税分類の分類が恣意的になされる問題や関税評価の非弾力性、通関手続の煩雑・遅延の問題が指摘されている。

## ②輸出入規制の強化

新たに、一次産品輸出への L/C 義務付、船積前検査、スペアパーツ輸入枠の事前登録義務などが導入された。

## ③税制の煩雑・不透明

依然としてインドネシアでは、税法規定・手続の煩雑、運用基準の不透明、税務官による恣意的で不公正な課税、予納法人税の過払い・還付困難、付加価値税の還付困難・遅延なども問題が数多く指摘されており、役人の腐敗体質の問題も外資にとって深刻な問題である。

## ④労働者の過保護、入国許可の厳格、就労ビザ取得手続の煩雑・遅延

解雇・残業・医療休暇・降格・労働組合活動などで労働者権利を過度の保護した労働法制となっており、人の移動についても旅行・商用のみの短期訪問外国人へのビザ取得義務や就労ビザ取得手続に時間を要するなどの問題がある。

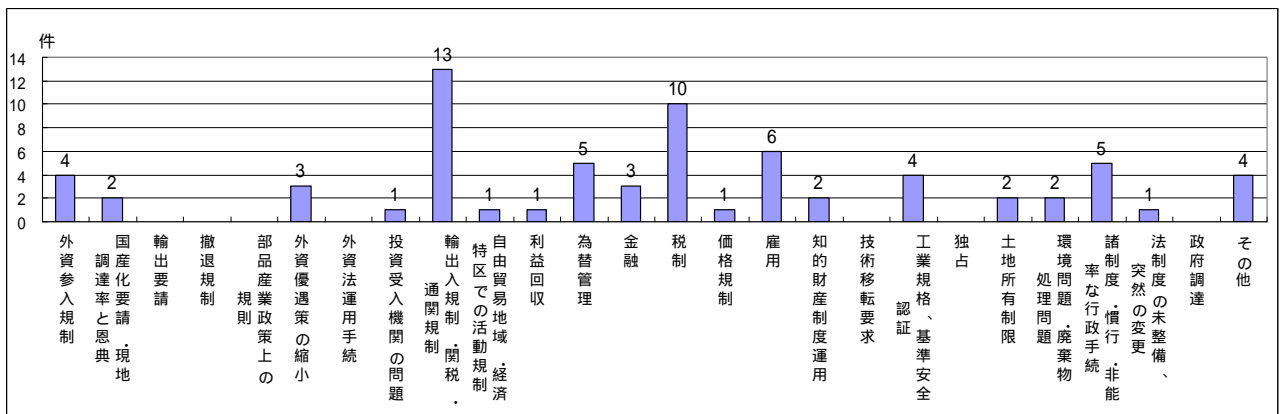
## ⑤インフラ未整備

インドネシアでは、通貨危機後インフラ関連の新規投資が激減した事情もあり、道路、通信の投資・メンテナンス不足、電力供給不足、国際空港・貨物ターミナルでのセキュリティー管理不足などの問題が指摘されている。

## 4) タイ

タイは、97年通貨危機による IMF 管理下から 2002 年以降 V 字回復。日本企業の産業集積が最も多く、多様。輸出入規制・関税・通関規制の問題が 19% で最多。次いで、税制の問題が 14% となっている。

図 1 4 タイの貿易・投資上の問題点：区別問題件数（2009 年）



出所：図 1 に同じ

## ①FTA 活用に係る問題が多発

日タイ EPA に係る EPA/MFN 関税逆転による利用困難、EPA 関税還付の遅延、タイでの EPA 施

行細則の公表遅延の問題とともに、タイと第三国との FTA においてタイ・インド FTA のラインボイス扱いの不透明、日 ASEAN・日タイ・タイ・第三国間 FTA 最適利用方法の不明確など FTA に関わる問題が多数指摘されている。

## ②税制の不透明

税制の問題は、数は減っているが、税務調査の恣意性、法人税・付加価値税の未還付・遅延の問題が指摘。

## ③雇用の問題

日タイ EPA によって商用ビザ申請や企業内転勤者に便宜が計られているが、外国人駐在員の人数制限やタイ人雇用義務がある。

## ④外貨規制の厳格

外資規制が厳しく、外貨預金が対外支払用途のみに限定され、為替予約の実需原則、タイパーツのオフショア取引が限定されヘッジ業務が限られている。このためタイ拠点を地域統括持株会社化することの不可が指摘されている。

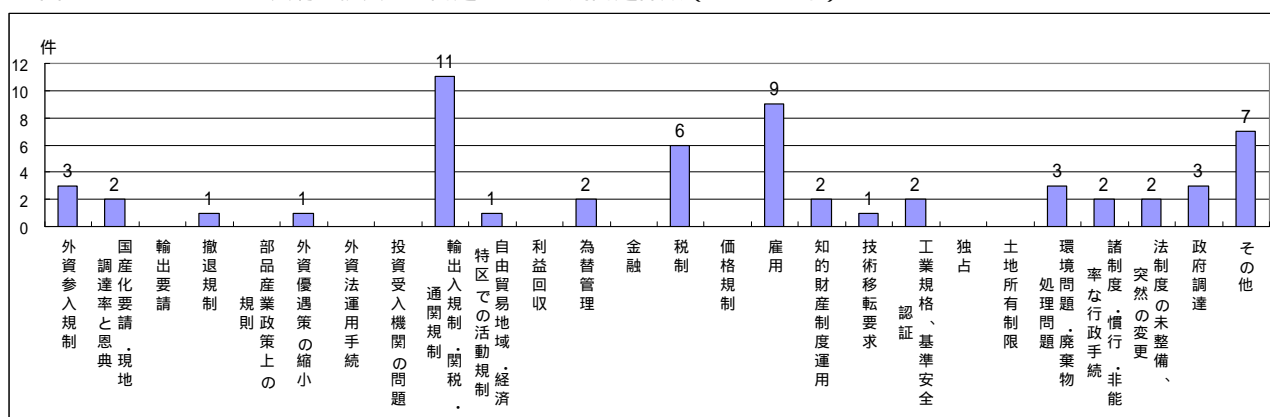
## 5) マレーシア

マレーシアにおける日本企業のプレゼンスはタイに次いで大きくなっており、日馬 EPA も発効してますます経済関係が緊密化している。

輸出入規制・関税・通関規制の問題が 18%、雇用の問題が 16%と最も多く指摘されている。輸出入規制・関税・通関規制は通関手続の煩雑・遅延や鉄鋼や自動車の輸入許可、高関税の問題が主であり、日馬 EPA 下で解消して行くことが期待される。

従前より長年にわたって指摘されている雇用と外資参入規制、政府調達の問題の多くがマレー一人優先雇用するマレーシア特有のブミプトラ政策によって生じており、なかなか改善されないでいる。

図 15 マレーシアの貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2009年）



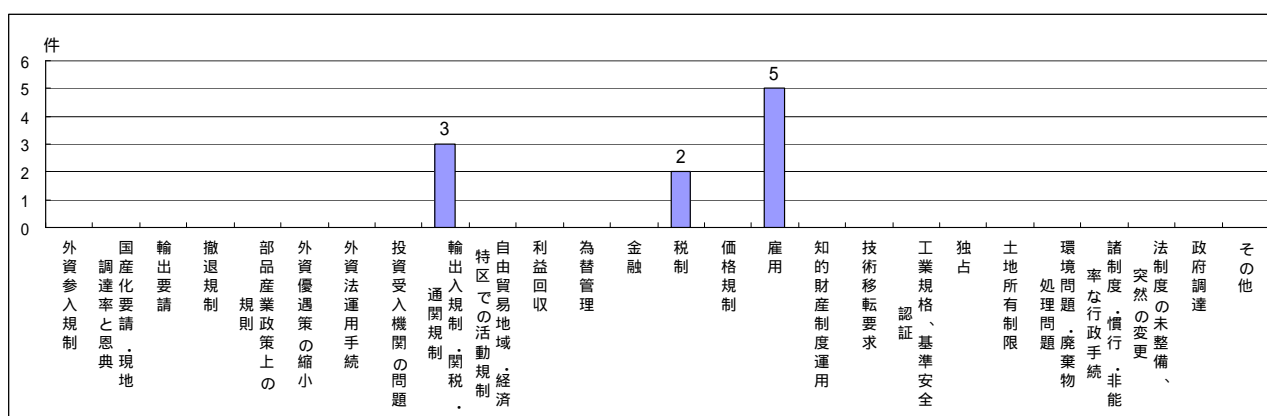
出所：図 4 に同じ

## 6) シンガポール

シンガポールは経済の自由化が進んでおり、ここ数年、世銀の“Doing Business”でトップランクにある。シンガポールは日本が最初にEPAを結んだ国であるが、途上国との間のみならず米国など先進国との間でも自由化の水準が高いFTA、EPAを数多く締結しており、サービスを含め多くのFTAを有効に活用できるハブ的地位を得ている。

シンガポールは2009年度に2002年度に較べて問題項目数を半減以上減らしている。高い経済発展水準を達成したが故の人的費の高止まりや家賃の高騰、人材確保難にあり、厚生年金や外国人労働者賦課金の会社負担などが外資企業の経営圧迫要因となっている。

図16 シンガポールの貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2009年）



出所：図1に同じ

## 5. 本調査結果の利用

本調査結果は、東アジアや APEC をはじめとする世界の貿易・投資の自由化・円滑化の流れを確認する資料であるとともに、ビジネス実態に即して世界の貿易・投資の自由化・円滑化を推進する基礎となるものである。ここに示された具体的な問題指摘と要望が、企業がビジネスに際しての障壁把握や環境整備に役立つとともに、WTO や APEC、経済連携協定や投資協定、規制改革対話など政府当局によるマルチ、リージョナル、バイの国際協議における規律や制度の改善又は創設などの様々な局面で適切に活用されることが強く望まれる。

(本件連絡先：通商・投資グループ Tel:03-3431-9348 eメール：[tohshi@jmeti.or.jp](mailto:tohshi@jmeti.or.jp))

以上

## 別添1 主要国の貿易・投資上の問題点概略

中国	ブラジル	インド	ロシア	米国	E U	ベトナム	インドネシア	タイ
<p>①高輸入関税賦課、通関規則の恣意性、輸出税賦課、加工貿易政策の不安定など多様な輸出・通関・関税障壁の存在</p> <p>②非能率で恣意的な許認可手続・行政手続、中央と地方の規則・解釈運用の不統一</p> <p>③増値税還付率の頻繁な変更、移転価格税制の不透明</p> <p>④CCC等独自の規格・基準を産業政策目的等に利用</p> <p>⑤厳格な外貨支払・受取規制</p> <p>⑥模倣品・海賊版の横行と国際的拡散。</p>	<p>①非常に複雑で重い税金と高い流通コスト（ブラジルコスト）の存在</p> <p>②労働者過保護の労働法、ビザの取得・更新手続の煩雑・遅延</p> <p>③外国送金の規制、煩雑</p> <p>④高関税、輸入手続の煩雑・遅延</p> <p>⑤交通・物流インフラの未整備と治安の問題</p>	<p>①連邦政府と州政府、州政府間の税制・徴税の複雑・不透明</p> <p>②追加関税を含む高関税による国内産業保護</p> <p>③外資参入規制は緩和するも出資比率上限規制残存、既存企業の新規事業参入制限、撤退規制残存</p> <p>④組織労働者の権利過保護、就労ビザの短い有効期間と取得・更新の煩雑・遅延</p> <p>⑤電力、道路、港湾、通信、上下水道等広範なインフラ未整備</p>	<p>①高輸入関税賦課、保護主義的な関税引き上げ、通関手続の不透明</p> <p>②GOST規格など独自で複雑な強制規格の認証取得負担</p> <p>③税務調査・徴税の恣意的執行、会計制度・基準の国際的不整合</p> <p>④労働者過保護の非弾力的な労働法、就労ビザの短い有効期間、取得・更新の煩雑</p>	<p>①テロ対策として導入された厳格な輸入貨物管理、入国・就労ビザ規制</p> <p>②ゼロイング等WTO違反のアンチダンピング規則の適用</p> <p>③連邦と州政府調達のバイアメリカン、中国製品等排除</p> <p>④特異な特許制度</p> <p>⑤環境規制や運転免許証発給等での州によりルール・規制の不統一</p>	<p>①自動車・エレクトロニクス等への高輸入関税賦課、関税分類の恣意的適用、厳格な原産地規則、アンチダンピング規則の存在</p> <p>②REACH・RoHS等環境規制、CEマーク基準認証の厳格化と執行の不統一</p> <p>③長期滞在許可・就労許可手続きと規制の加盟国間での不統一・煩雑・遅延</p> <p>④移転価格税制やVATの制度・解釈・手続きの加盟国間での不統一、</p> <p>⑤各種法規、指令の実施手続の加盟国間での不統一と透明性不足</p>	<p>①WTO加盟に先立ち関税法等の改正を行うも、通関手続の煩雑・不透明・突然の変更が問題が存在</p> <p>②人件費の上昇、人材確保難、人材流動化、違法ストライキなどの雇用問題</p> <p>③行政機関窓口の対応の非能率の問題</p> <p>④改正税法の性急な実施や定義解釈の矛盾の問題。法人税やVATの税率引き下げ便宜の反面、自動車等への特別消費税の引上実施。</p>	<p>①税関での関税分類の恣意性、関税評価の非弾力性、通関手続の煩雑・遅延</p> <p>②一次産品輸出へのL/C義務付け、スベアパーツ輸入枠の事前登録義務、船積前検査など輸出入規制の強化</p> <p>③税制の煩雑・不透明</p> <p>④労働者の過保護、入国許可の厳格、就労ビザ取得手続の煩雑・遅延</p> <p>⑤道路、通信、電力等インフラ未整備</p>	<p>①FTA活用に係るEPA/MFN関税逆転、EPA施行規則の公表遅延、ラインボイスなど第三国間FTA利用の困難・不透明などの問題</p> <p>②税務調査の恣意性、法人税・VATの還付遅延など税制の不透明</p> <p>③外国人駐在員の人数制限やタイ人雇用義務などの問題</p> <p>④外貨預金、為替予約、オフショア取引などで規制が厳格。</p>

出所：図1に同じ